

# 福岡県公報

平成十八年二月十日  
第二千四百九十四号  
増刊 ①

指定地域に係る図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所(ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

## 目次

### 告示 (第二百八十一号—第二百八十七号)

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課) ..... 一

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課) ..... 一

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課) ..... 一

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課) ..... 一

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課) ..... 一

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課) ..... 一

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正

(環境保全課) ..... 一

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) ..... 一

## 告示

福岡県告示第二百八十一号  
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

### 福岡県告示第二百八十二号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のようく定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所(ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のようく定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所(ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

定期発行日 毎週月水金曜日

平成18年2月10日 金曜日

**福岡県告示第二百八十四号**

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のようく定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

平成十八年二月十日

**福岡県告示第二百八十五号**

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、宮田町及び若宮町に係る部分を削り、宮若市に係る部分を次の図面のようく定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

平成十八年二月十日

**福岡県告示第二百八十七号**

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

平成十八年二月十日

福岡県知事 麻生 渡

（のうち「うきは市」の下に「、宮若市」を加え、「、宮田町、若宮町」を削る。）

**教育委員会****福岡県教育委員会規則第四号**

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表北九州教育事務所の項管轄区域の欄を次のように改める。

北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡

**福岡県告示第二百八十六号**

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年二月十一日から施行する。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成十八年二月十日

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所（ただし、平成十八年二月十日までは宮田町役場及び若宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡

第三条 福岡県教育庁組織規則の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表筑豊教育事務所の項管轄区域の欄を次のように改める。

飯塚市 田川市 嘉麻市 嘉穂郡 田川郡

#### 附 則

この規則中、第一条の規定は平成十八年二月十一日から、第二条の規定は平成十八年三月二十日から、第三条の規定は平成十八年三月二十七日から施行する。

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
株福岡市  
式市東区箱  
会社崎ふ  
川頭六島  
丁目弘文  
番文四  
二社号

定価  
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)